

平成25年度 第2回堺市地域密着型サービス等事業者選定審査会（1日目）会議録

（（堺、東・美原区）指定認知症対応型共同生活介護事業所 書類審査）

- 開催日時 : 平成25年9月24日 9時00分～12時00分
- 会 場 : 堺市役所介護事業者課会議室
- 出席委員 : 委員長（堺市長寿社会部長） 石井 孝美
 委 員（大阪府立大学 准教授） 和泉 京子
 委 員（桃山学院大学 非常勤講師） 佐瀬 恵美子
 委 員（堺市老人介護者（家族）の会 会長） 玉井 辰子
 委 員（公認会計士） 羽原 伊久雄
 委 員（堺市介護保険課長） 上野 光一
 委 員（堺市高齢施策推進課長） 神原 富雄
- 事務局 : （介護事業者課長） 足立 栄太郎 他
- 案 件 名 : （1）審査基準、採点方法について
 （2）堺区、東・美原区の指定認知症対応型共同生活介護事業所選定に係る書類審査について

発言者	内 容
事務局	開会 平成25年度第2回堺市地域密着型サービス等事業者選定審査会を開催します。 委員長及び委員紹介 定足数報告 各委員に応募法人からの接触等の有無確認
委員	<該当者なし>
事務局	配布資料の確認及び案件説明 配布資料の確認を行う。なお、応募書類については事前に事務局より各委員に対して配布済み。
委員長	職務代理者の指名 上野委員を職務代理者に指名します。
委員長	案件審議 平成25年度第2回堺市地域密着型サービス等事業者選定審査会の案件の審

	議に入ります。指定認知症対応型共同生活介護について、事務局から説明をお願いします。
事務局	認知症対応型共同生活介護の説明
委員長	審査基準案、採点方法案の説明 まず、案件1「審査基準、採点方法について」に関し、審査基準・採点方法の提案があります。事務局から説明をお願いします。
事務局	本審査会では、お手元の協議書及び資料をもとに、それぞれの委員に採点していただきます。本日は、書類審査行い、後日9月26日（木）に行われる面接審査との結果を総合して採点していただきます。なお、規定により委員長は採点を行わず、6名の委員により採点をお願いします。 審査は、200点満点で採点を行っていただきます。「法人運営状況」、「立地条件」、「整備の概要」、「事業所運営方針」にて計200点の設定としています。また、事業所運営方針等については、「事業所運営に関すること」、「利用者の処遇に関すること」、「事故や災害に関すること」、「地域における貢献度」、「その他」の細項目にて採点をお願いします。 審査は、順位点方式にて行います。採点表の各法人名が書かれている欄に、直接、点数のご記入をお願いします。ご記入が終わりましたら、事務局にて合計得点をもとに順位付けを行います。東・美原区、西区及び南区は、それぞれの区ごとに点数の高い方から1位を11点、2位を9点とし、それ以下は2点ずつ点数を減じて採点します。 次に、全委員の順位点を合計します。この順位点の総合計点数が一番高い法人を選定法人とします。 順位点が同点の場合は、各委員の得点の合計点を合算した点数、すなわち総合得点で判断します。順位点、総合得点とも同点の場合は、審議のうえ、委員の多数決で決定します。 なお、今回の選定におきましては、200点満点に対し、基準点を100点としており、採点を行った結果、過半数の委員により基準点、すなわち100点未満の評価がなされた案件（応募）は順位付け及び順位点から除外します。 堺区は1案件ですので、過半数の委員により基準点の100点未満の評価がなされた場合は選定されません。 以上、審査基準案、採点方法案を提案させていただきます。
委員長	今、説明があった、審査基準案、採点方法案について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。
委員	<意見なし>

委員長	この審査基準、採点方法で審査を進めてよろしいでしょうか。
委員	<承認>
事務局	案件２「認知症対応型共同生活介護事業所選定に係る書類審査について」に関し、応募法人の概要等の説明をお願いします。
事務局	委員の皆様には事前に応募書類を配布し、内容をご確認いただいているが、改めて応募法人の応募内容の概要等についてご説明します。
事務局	①（堺１）法人 応募内容の概要説明。 ※応募書類より、「協議書の記載内容」、「用地の確保方法」、「資金計画」、「勤務形態一覧表」、「計画地の位置図」、「建築予定地の写真」、「平面図」、「施設の構想についての考え方」等の概要について説明。 （説明については、他の法人についても同一手順により実施。）
委員長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。
委員	<（堺１）法人の応募書類等に基づいて意見交換> （１）職員の採用方法及び既存施設の定着率について （２）利用者が重度化した場合の対応について （３）高齢者虐待を未然に防止する方策について （４）提出した図面について駐車台数、洗面設備等の配置について （５）入居者の見守り体制について
事務局	②（東・美原１）法人 応募内容の概要説明。
委員長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。
委員	<（東・美原１）法人の応募書類等に基づいて意見交換> （１）職員の採用方法及び既存施設の定着率について （２）利用者が重度化した場合の対応について （３）高齢者虐待を未然に防止する方策について （４）職員採用後のキャリアアップの方策について （５）入居者の見守り体制について
事務局	③（東・美原２）法人 応募内容の概要説明。

委員長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。
委員	<（東・美原２）法人の応募書類等に基づいて意見交換> （１）職員の採用方法及び既存施設の定着率について （２）利用者が重度化した場合の対応について （３）高齢者虐待を未然に防止する方策について （４）火災時の避難体制について （５）入居者の見守り体制について
事務局	④（東・美原３）法人 応募内容の概要説明。
委員長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。
委員	<（東・美原３）法人の応募書類等に基づいて意見交換> （１）職員の採用方法及び既存施設の定着率について （２）利用者が重度化した場合の対応について （３）高齢者虐待を未然に防止する方策について （４）職員の勤務体制について （５）入居者の見守り体制について （６）災害時の地域住民との協力体制の構築について
事務局	⑤（東・美原４）法人 応募内容の概要説明。
委員長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。
委員	<（東・美原４）法人の応募書類等に基づいて意見交換> （１）職員の採用方法及び既存施設の定着率について （２）利用者が重度化した場合の対応について （３）高齢者虐待を未然に防止する方策について （４）居室のレイアウトについて （５）職員の勤務体制について （６）職員採用後のキャリアアップの方策について （７）入居者の見守り体制について
事務局	⑥（東・美原５）法人 応募内容の概要説明。

委員長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。
委員	<（東・美原５）法人の応募書類等に基づいて意見交換> （１）職員の採用方法及び既存施設の定着率について （２）利用者が重度化した場合の対応について （３）高齢者虐待を未然に防止する方策について （４）事故、災害時の訓練について （５）地域住民との関係構築について
事務局	⑦（東・美原６）法人 応募内容の概要説明。
委員長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。
委員	<（東・美原６）法人の応募書類等に基づいて意見交換> （１）職員の採用方法及び既存施設の定着率について （２）利用者が重度化した場合の対応について （３）高齢者虐待を未然に防止する方策について （４）職員の勤務体制について （５）地域住民との関係構築について （６）入居者の見守り体制について
委員長	以上で、全ての法人の書類審査が終了しました。 書類審査について事務局、事業課に質問、確認事項がある委員については、この機会にお願いします。
委員	<発言なし>
委員長	明後日の面接審査の進行について事務局の説明をお願いします。
事務局	今回の面接審査の対象法人は７法人であり、１法人２０分間を予定しております。出席者は原則として、法人の代表者と管理者予定者の２名です。入室後は、法人名及び出席者の職氏名の紹介、グループホームについてのケアの方針、自己ＰＲ等のプレゼンテーションの時間を３分間認めます。その後、委員と法人による質疑応答となります。 以上の流れで、１法人２０分間を予定しております。
委員	<面接審査についての打合せ（面接内容の確認、役割分担等）>
事務局	次回面接審査の日時、開催場所の連絡

委員長	本日の案件は全て終了しました。以上で閉会とします。
	閉会